

質疑・回答書

告示番号	268	件 名	豊中市立原田小学校外1校体育館トイレ等内装改修工事設計委託
No	質疑事項	回 答	
1	<p>委託概要書 5. 委託概要</p> <p>・計画通知の申請書類作成のみで申請業務は本業務対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>計画通知の申請書類作成のみで申請業務は本業務対象外とします。</p>	
2	<p>委託概要書 5. 委託概要</p> <p>・既存の温度ヒューズ式防火戸を煙感知器式の防火戸に改修すると記載がありますが、どの部分を改修するのでしょうか。</p>	<p>防火戸の改修範囲は煙感知式にするための建築改修と、それに伴う設備改修とします。</p>	
3	<p>委託概要書 5. 委託概要</p> <p>・既存建物の既存不適合の改修対象は管理普通教室棟のみと考えてよろしいでしょうか。普通教室棟まで影響しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>既存建物の既存不適合等の調査については大阪府内建築行政連絡協議会の既存建築物の増築等における法適合性の確認取扱い要領様式によるものとし、改修対象については管理普通教室棟のみとします。</p>	
4	<p>委託概要書 5. 委託概要</p> <p>・原田小の体育館トイレ改修の内容は、第一中学校体育館トイレ内改修と同じと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>原田小学校の体育館トイレ内装改修の内容は、第一中学校体育館トイレ内装改修と同様とします。</p>	

5	<p>委託概要書 10. その他追記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修計画プランを3案以上提出すると記載がありますが、エレベータ増設、トイレ改修2か所、すべてにおいて3案以上の提案をするということでしょうか。 	<p>すべてにおいて3案以上の提案をするものとします。</p>
6	<p>委託概要書 10. その他追記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの改修打合わせは、現地学校と行うのでしょうか。それとも豊中市の該当部署と行うのでしょうか。 	<p>それぞれの打合わせは、原則本市担当課と行うものとし、必要に応じて学校と行うものとします。</p>
7	<p>委託概要書 10. その他追記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備の改修を行う場合は、電気負荷計算、幹線計算等を行うよう記載がありますが、第一中学校のトイレ改修においても幹線計算を行うのでしょうか。 	<p>電気負荷計算、幹線計算等については、すべての改修において行うものとします。</p>
8	<p>委託概要書 10. その他追記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管の水圧測定をするよう記載がありますが、原田小も第一中学校も実施するのでしょうか。 	<p>給水管の水圧測定については、選定器具により必要最低水圧が異なるためすべての改修において実施するものとします。</p>
9	<p>委託概要書 10. その他追記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管の排水経路の調査および通水試験を実施するよう記載がありますが、トイレ改修の部分からの実施でよろしいでしょうか。全排水管の調査を実施するという意味でしょうか。 	<p>排水管の排水経路の調査および通水試験については、改修に係る部分においての排水等が、最終枘まで適切に排水されることの確認調査を実施するものとし、必要に応じて全排水管の調査を実施するものとします。</p>

10	<p>新設するエレベーターの仕様をお聞かせください。 乗用人数、ロープ式、油圧式、機械室レス等</p>	<p>新設するエレベーターは大阪府福祉のまちづくり条例に対応したものと し、仕様は定員11人、ロープ式、機械室レスを想定していますが、詳細に ついては監督職員と協議することとします。</p>
11	<p>エレベータは、1社を参考図として設計を進めていいのでしょうか。それとも全メーカーを調べて、どのメーカーの機種でも対応可能なシャフトの設計をしなければならないのでしょうか。</p>	<p>最低3社のエレベーター仕様で設置可能なシャフト等を設計をするものと しますが、完成図については1社を参考図として記載するものとします。</p>
12	<p>新設するエレベーターは福祉対応の必要性はないと考えてよろしいでしょうか。もし、必要性がある場合、トイレ同様建物外部からエレベーターにいたるまでの動線のバリアフリー化が必要でしょうか。 その場合、全貌が見えません。平面図を入札前に提供していただいただけませんか。</p>	<p>新設するエレベーターは大阪府福祉のまちづくり条例に対応したものと し、エレベーターにいたるまでの動線のバリアフリー化も必要とします。 動線のバリアフリー化については現地調査の上、学校と協議し決定するも のとはしますが、300mm程度の段差を解消するスロープの改修程度を想定 しています。</p>
13	<p>電気設備工事設計要領 こちらを拝見すると、昇降設備は電気設備工事に該当するようですが、建築工事でメーカーと打ち合わせを実施し、電気図面として作成するというだけでもよろしいでしょうか。</p>	<p>図面の区分について昇降機の制御に係る配線や配管等については電気 図面とし、昇降機本体の仕様や据付に係る部分については建築図面とし て作成するものとします。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp